

第1章 特定非営利活動促進法（NPO法）のあらまし

1 NPO法について

この法律は、福祉、環境、国際協力、まちづくりなどのボランティア活動をはじめとした社会貢献活動を行う民間の非営利団体が法人格を取得する道を開くとともに、法人格を取得した特定非営利活動法人（以下「NPO法人」）のうち運営組織や事業活動が適正で公益の増進に資する法人の認定に係る制度を設けること等により、その活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としています。

また、NPO法人は、自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきであるとの考えがとられている点がこの法律の大きな特徴です。法人の信用は、法人としての活動実績や情報公開等によって、法人自らが築いていくことになります。

「NPO」ってなんですか？

一般的には、ボランティア団体や市民活動団体といった「民間非営利組織・団体」のことを広く指します。

詳しくは、[Q&A1]（79 ページ）をご覧ください。

「NPO」と「ボランティア」は、どこが違うの？

どちらも「さまざまな社会貢献活動を行う」という点では同じですが、ボランティアが個人として、NPOが組織として活動を行うといったイメージで捉えるとわかりやすいと思われます。

詳しくは、[Q&A2]（79 ページ）をご覧ください。

「NPO」と「NPO法人」の違いは？

前述の「NPO」、すなわち「民間非営利組織・団体」のうち、NPO法に基づき、各都道府県知事又は各指定都市の長の認証を得た上で法務局で登記を行い、法人格を取得したものを「特定非営利活動法人（NPO法人）」といいます。

詳しくは、[Q&A3]（79 ページ）をご覧ください。

2 法人格取得後のメリットと義務

(1) メリット

- ① 団体名義で契約ができる。
- ② 団体名義で登記や銀行口座の開設ができる。
- ③ 社会的信用が得られやすい。

NPO法人になると、市から補助金・助成金がもらえるの？

NPO法人になったことで、北九州市から補助金などが自動的に交付されることはありません。

詳しくは、[Q&A4] (80 ページ) をご覧ください。

NPO法人の認証を受けたということは、市から「お墨付き」を与えられたと考えていいの？

認証を受けたからといって、その団体がすばらしい活動を行っている団体であると市から「お墨付き」を与えられたわけではありません。法人としての信用は、積極的な情報公開によって法人自身で作り上げていくことになります。

詳しくは、[Q&A5] (80 ページ) をご覧ください。

(2) 義務

- ① 法令や定款のルールに従った事業運営が求められる。
- ② 事業報告書・会計書類などの作成、事務所への備置き及び情報公開が義務づけられる。

NPO法人は、毎事業年度初めの 3 ヶ月以内に前事業年度の事業報告書等を作成しなければなりません。また、これらの書類は、役員名簿及び定款等と併せて、法人のすべての事務所に備え置き、社員や利害関係人に閲覧させるとともに、所轄庁に提出し、一般公開されることとなります。

- ③ 法人住民税などの納税義務が発生する場合がある。(12、56 ページ参照)
- ④ 職員を雇用する場合は、社会保険等について雇用者としての負担が発生する。

3 法人の設立要件

(1) 活動目的に関する要件

① 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること。〔NPO法第2条第2項〕

→「特定非営利活動」とは、法に定める20の活動分野に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益（社会全体の利益＝公益）の増進に寄与することを目的とするものをいいます。

→「主たる目的」としているかどうかは、団体の活動全体について活動の質・量の両面から判断されることになります。

< 20の活動分野 >

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 観光の振興を図る活動
- 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7 環境の保全を図る活動
- 8 災害救援活動
- 9 地域安全活動
- 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11 国際協力の活動
- 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13 子どもの健全育成を図る活動
- 14 情報化社会の発展を図る活動
- 15 科学技術の振興を図る活動
- 16 経済活動の活性化を図る活動
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18 消費者の保護を図る活動
- 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 20 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動*

* 北九州市では、1～19までの活動分野でほとんどの活動が網羅されていると考えているため条例の定めはありません。

不特定かつ多数のものの利益とは、どういうことなの？

個人の利益（私益）やグループの利益（共益）ではなく、「社会全体の利益（公益）」を指します。

詳しくは、[Q & A6]（80 ページ）をご覧ください。

「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」の違いは？

有償の事業かどうかで判断するのではなく、20 の活動分野に該当し社会の利益を目的としているのかどうかによって判断することになります。詳しくは、[Q & A7]（80 ページ）をご覧ください。

② 営利を目的としないこと。（利益を分配しないこと）[NPO法第2条第2項第1号]

→収益を目的とするような事業を行ってはいけないということではなく、構成員に対して、剰余金（利益）を分配したり、財産を還元したりせず、本来目的の活動や事業に充てなければならないという意味です。

なお、法人の職員などに対して労働の正当な対価として賃金等を支払うことは、一般に利益の分配にはあたらないとされますが、あまりにも高額な場合は利益を分配していると判断されることがあります。

NPO法人は、有料（有償）の事業を行ったらいけないの？

「営利を目的としない」とは、構成員に利益を分配しないということであり、有料（有償）の事業を行ってはならないという意味ではありません。詳しくは、[Q & A8]（81 ページ）をご覧ください。

③ その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。[NPO法第2条第2項第2号]

ア 宗教活動（宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること）を主たる目的とするものでないこと。

イ 政治活動（政治上の主義の推進、支持、反対）を主たる目的とするものでないこと。

ウ 選挙活動（特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党の推薦、支持、反対）を目的とするものでないこと。

→法人の役員が個人として特定の候補者や政党を推薦等することまで制限されているわけではありません。

(2) 組織等に関する要件

A. 社員について

- ① 10人以上の社員を有するものであること。[NPO法第12条第1項第4号]

→社員とは、法人の構成員のことで、総会において議決権を有する者を指します。

→社員は、個人か団体かを問わず、日本人でも外国人でもなることができます。

「社員」とは、従業員（職員）のことなの？

NPO法でいう「社員」とは、職員として実務に従事しているかどうかにかかわらず、総会において議決権を行使するメンバーのことを指します。

詳しくは、[Q&A9] (81 ページ) をご覧ください。

- ② 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。[NPO法第2条第2項第1号イ]

→団体の民主的な運営の観点から、理事の恣意による独善的な団体支配を招くことがないようにするとともに、社員の「加入脱退の自由」を保障するための要件です。一切の条件をつけることを禁止したものではなく、あくまで「不当な条件」の付加を禁止したものでありますが、条件を付す場合は、活動目的に照らして合理的な条件でなければなりません。

社員を〇〇町在住者に限ることは不当な条件にあたるの？

活動内容からみて、条件をつけることに合理性がなければ不当な条件に該当します。

詳しくは、[Q&A10] (81 ページ) をご覧ください。

B. 役員について

- ① 役員として、理事3人以上、監事1人以上を置くこと。〔NPO法第15条〕

→役員は、理事及び監事を指します。

○理 事…法人の業務について法人を代表します。

ただし、定款に定めることにより理事の代表権を制限することが可能です。
代表権を制限した場合は、代表権を有する理事について登記します。理事長のみが代表権を有する場合、理事長のみを登記します。

○監 事…理事の業務執行状況や法人の財産の状況を監査し、不正の行為等がある場合は総会や所轄庁へ報告します。そのための総会の招集権を有します。

〔登記不要〕

- ② 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること。〔NPO法第2条第2項第1号ロ〕

→報酬とは、役員としての活動に対して支払われる報酬を指し、（理事・監事を合わせた）役員総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができます。

例：役員総数が4名 → 1名まで。

役員総数が6名 → 2名まで。

役員である者に支払う対価は、すべて役員報酬にあたるの？

職員としての労働に対して給与を支払う場合は、役員報酬には該当しません。

詳しくは、〔Q&A11〕（81ページ）をご覧ください。

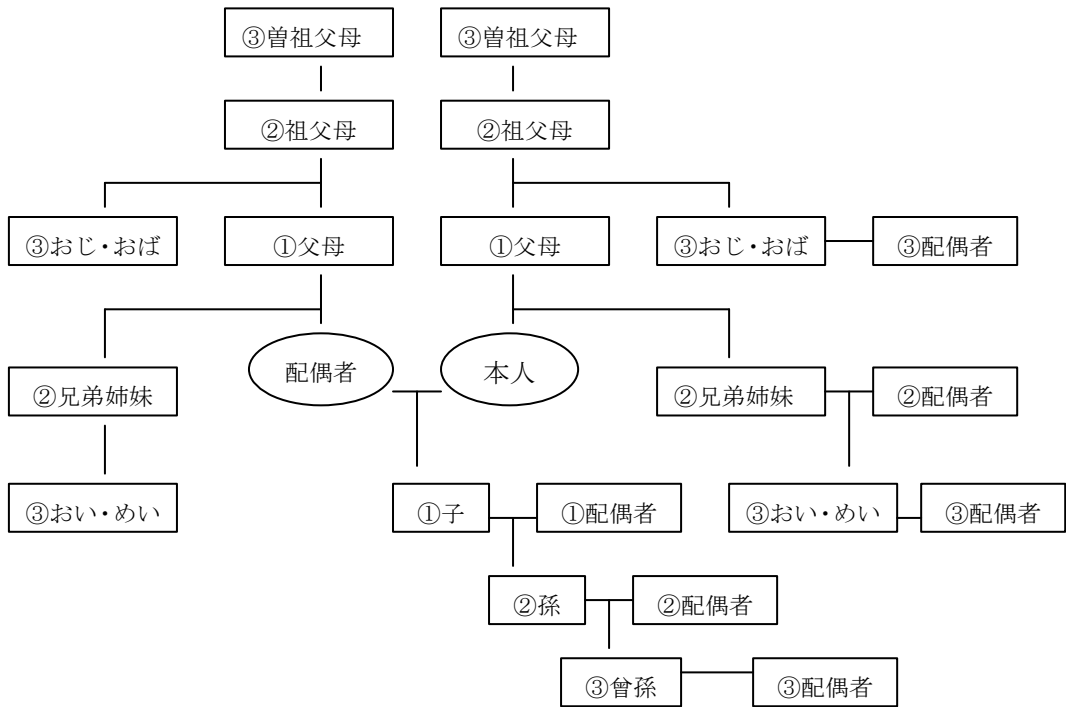
- ③ 役員のうち、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれないこと。〔NPO法第21条〕

→具体的には、理事・監事合わせて6人以上いる場合に限り、自分以外に配偶者又は3親等以内の親族を1人だけ役員に加えることができます。（5人以下の場合は、自分以外に配偶者又は3親等以内の親族を加えることはできません。）

また、理事・監事合わせて9人以上いたとしても、自分以外に配偶者又は3親等以内の親族を加えることができるのは、あくまで1人までです。

< 3親等以内の親族図 > *丸数字…「本人」からみた親等。

＊丸数字…「本人」からみた親等。



④ 役員が下記の欠格事由に該当しないこと。〔NPO法第20条〕

- ア 成年被後見人又は被保佐人
- イ 破産者で復権を得ないもの
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者
- エ 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者
- ・ ＮＰＯ法の規定に違反した場合
 - ・ 暴力団員不当行為防止法の規定に違反した場合
 - ・ 刑法第 204 条（傷害）、第 206 条（傷害及び傷害致死の現場助勢）、第 208 条（暴行）、第 208 条の 3（凶器準備集合及び結集）、第 222 条（脅迫）、第 247 条（背任）の罪を犯した場合
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- オ 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者
- カ 設立の認証を取り消されたＮＰＯ法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から２年を経過しない者

未成年や外国人も役員になることができるの？

いずれも役員になることができます。

詳しくは、[Q&A12] (82 ページ) をご覧ください。

公務員も役員になることができるの？

役員になることができます。

詳しくは、[Q&A13] (82 ページ) をご覧ください。

C. その他

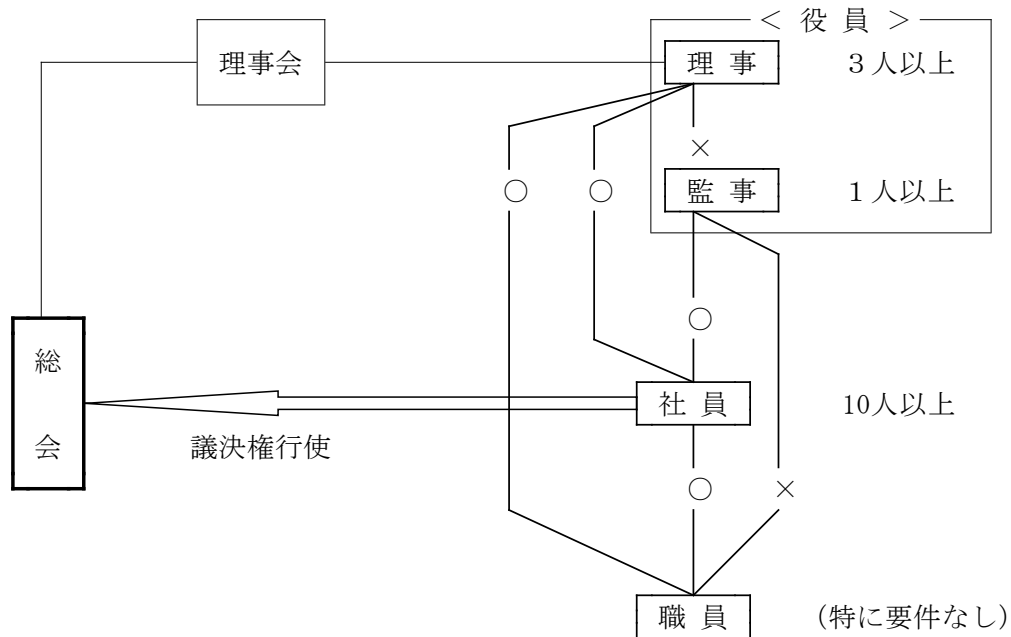
- ① 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものを含む）の統制の下にある団体でないこと。[NPO法第12条第1項第3号]

NPO法人を設立するのに、何か資産や手数料が必要なの？

NPO法人の設立にあたって、基本的に資本金や手数料などは必要ありません。

詳しくは、[Q&A14] (82 ページ) をご覧ください。

<特定非営利活動法人の組織・構成員>



(○＝兼職できる、×＝兼職できない)

- ◎理 事…法人の代表機関であるとともに、業務を執行する機関のこと。
- ◎監 事…法人の財産状況及び理事の業務執行状況を監査する機関のこと。
- ◎社 員…法人の構成員、つまり（社員総会で）議決権を有するメンバーのこと。
- ◎職 員…一般には、法人に雇われている被雇用者（従業員）のこと。
- ◎総 会…社員によって構成される法人の最高機関で必須の機関のこと。

法人の業務は、定款によって理事その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によって行う。

- ◎理事会…理事が集まり意思決定を行う機関。NPO法上は必ずしも置く必要はないが、理事が協議し、合理的かつ効率的な意思決定を行うことは、法人の適正な運営を行う上で重要であるため、通常、理事会が設けられている。

	理 事	監 事	社 員	職 員
理 事 (3人以上)		×	○	○
監 事 (1人以上)	×		○	×
社 員 (10人以上)	○	○		○
職 員 (条件なし)	○	×	○	

(○…兼職できる、×…兼職できない)

4 法人の運営について

(1) 活動の原則	① 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、事業を行ってはならない。 ② 特定の政党のために利用してはならない。
(2) 総会の開催	NPO法人は、毎年少なくとも1回、通常総会を開催しなければなりません。
(3) 会計の原則	NPO法人は、次の原則に従って会計処理を行わなければなりません。 ① 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。(正規の簿記の原則) ② 活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計原則に基づいて活動の実績及び財政状態がわかるように作成すること。(真实性・明瞭性の原則) ③ 会計処理の基準や手続きは毎年継続して適用し、みだりに変更しないこと。(継続性の原則)
(4) 情報公開	NPO法人は、毎事業年度の事業報告書や活動計算書、貸借対照表、財産目録などの書類を作成し、役員名簿、定款などの書類とともに事務所に備え置いて、社員その他の利害関係人に閲覧させなければなりません。 また、事業報告書等は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に所轄庁に提出しなければならないが、所轄庁は過去3年間に提出を受けた事業報告書等、役員名簿及び定款等を一般に公開することとされています。
(5) 所轄庁への申請・届出	NPO法人は次のような場合には、所轄庁に対して申請又は届出をすることが必要です。 ① 役員の変更…役員の住所、氏名の変更や新任、再任、任期満了、辞任などがあった場合 ② 定款の変更…法人の名称、事務所の所在地など、定款の記載事項を変更する場合 ③ 法人の解散…法人を解散した場合、残余財産の帰属先を決定する場合、清算中に清算人が就任した場合、清算が終了した場合 ④ 法人の合併…他のNPO法人と合併する場合 など <u>* なお、登記事項に変更が生じる場合は、別途法務局への手続きも必要となります。詳細については、管轄の法務局へお問い合わせください。</u>

(6) 所轄庁による 監督等	所轄庁は、法令や定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときには、NPO法人に対して、報告を求めたり、立ち入り検査を実施できるほか、場合によっては、改善措置を命ずることや設立の認証を取り消すことができます。 また、NPO法に違反した場合には、罰則が適用されることがあります。
(7) 解散・清算	NPO法人を解散した場合は、一般に、法務局への登記申請や所轄庁への届出が必要となります。その後、清算人（原則として理事が就任）が官報による公告を行うとともに、債権の取り立てや債務の弁済などを行い、清算が終了した後に再度法務局への登記申請や所轄庁への届出を行うことになります。 なお、官報による公告は、掲載費用として約3万円程度かかります。（＊一般的な金額であり、行数によって変動します。） また、解散時の残余財産については、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、NPO法で定める者にしか譲渡できません。役員や社員といった個人及びその他任意団体などに譲渡することはできません。 詳細については、「特定非営利活動法人の設立・運営の手引き（管理・運営編）」をご覧ください。

5 納税について

国税である法人税については、法人税法に規定された「収益事業」※ からの所得に対して課税されることとなります。

地方税も収益事業から生じた所得に対して課税されます。なお、法人住民税の均等割は所得の有無にかかわらず原則として課税されます。税金の種類は別表のとおりです。

※ 法人税法上の収益事業（法人税法第2条第13号、法人税法施行令第5条第1項）

販売業、製造業その他下記の事業で、継続して事業場を設けて営まれるもの

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、一定の技芸教授業等、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供等を行う事業、労働者派遣業

☆ 特定非営利活動に係る事業であっても、法人税法上は収益事業とみなされることがあります。

[別表]

1 国税（法人税）

2 地方税

（1）道府県民税、市町村民税

- ・均等割は、地方公共団体内に事務所等を有する法人について課税。
- ・法人税割は、収益事業から生じた所得に対して課された法人税額を基礎に課税。

※ 均等割については、一定の場合に減免を受けられることがありますので、事前に管轄の県税事務所や、北九州市財政局課税課にご相談ください。

（2）事業税（道府県税）

- ・事業税は収益事業から生じた所得に対して課税。

（3）森林環境税（県税）

- ・法人県民税均等割を納めている法人について課税。

※ 均等割について減免を受けている場合は課税されません。詳しくは、管轄の県税事務所にご確認ください。

※ ここにはNPO法人が納めなければならない主な税金を記載しています。したがって、これらのほかにも課税の対象となる税金（不動産取得税や固定資産税など）や場合によって課税の対象となる税金（消費税など）があります。詳細については、管轄の税務署、県税事務所、北九州市財政局課税課・固定資産税課・東部市税事務所・西部市税事務所などにお問い合わせください。

6 認定NPO法人制度、仮認定NPO法人制度について

(1) 認定NPO法人

認定NPO法人制度は、市民や企業からのNPO法人への寄附を促すことによりNPO法人の活動を支援するため、寄附者等に対する税制優遇措置として設けられた制度です。平成23年度までは、国税庁が認定を行う制度でしたが、NPO法の改正により所轄庁が認定を行う新認定制度が創設されました。

認定NPO法人になるためには、NPO法人格を取得したのち、運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストを含む。）を満たすものとして所轄庁の認定を受けなければなりません。

(2) 仮認定NPO法人

仮認定NPO法人制度は、新認定制度の創設に伴い、設立後間もないNPO法人のスタートアップ支援のため導入された制度です。設立後5年以内のNPO法人（平成27年3月31日までは、設立後5年を超えるNPO法人も申請が可能。）のうち、一定の基準（パブリック・サポート・テストを除く。）を満たすものとして所轄庁の仮認定を受けなければなりません。

(3) 認定NPO法人等になることによるメリット

① 寄附者に対する税制上の措置

イ 個人が寄附した場合

所得税（国税）の算定において、認定NPO法人等への寄附金の一部について寄附金控除を受けることができます（所得控除又は税額控除のどちらかを選択することができます。）。

認定NPO法人等のうちから、都道府県又は市町村が条例で指定した法人に寄附した場合、個人住民税（地方税）の算定において寄附金の一部について県民税・市町村民税の税額から控除されます。

ロ 法人が寄附した場合

法人税（国税）の算定において、認定NPO法人等に対する寄附金は、一般の寄附金に係る損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。

ハ 相続人等が相続財産等を寄附した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人に対し寄附した場合、相続税の課税対象から除かれます（仮認定NPO法人には適用されません。）。

② 認定NPO法人のみなし寄附金制度

「みなし寄附金制度」とは、収益事業から得た利益を非収益事業に使用した場合、この分を寄附金とみなし、一定の範囲で損金算入できるという制度です。

(仮認定NPO法人には適用されません。)

(4) 認定の基準

- ①パブリック・サポート・テストに適合すること（仮認定NPO法人は除く。）
- ②事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満であること。
- ③運営組織及び経理が適切であること。
- ④事業活動の内容が適正であること。
- ⑤情報公開を適切に行っていること。
- ⑥事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- ⑦法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。
- ⑧設立の日から1年を超える期間が経過していること。

(5) 欠格事由

次のいずれかに該当するNPO法人は認定等を受けることができません。

① 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ 認定又は仮認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ハ NPO法、暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ニ 暴力団又はその構成員等

- ② 認定又は仮認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人
- ③ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人
- ④ 国税又は地方税の滞納処分の執行等がされている法人
- ⑤ 国税又は地方税に係る重加算税等を課された日から3年を経過しない法人
- ⑥ 暴力団、又は、暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人

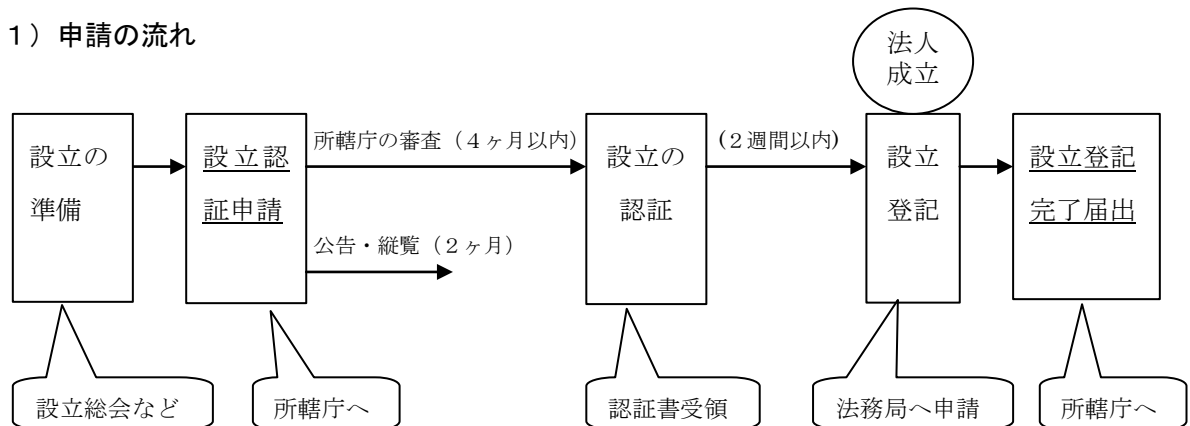
(6) 認定等の期間

認定NPO法人…所轄庁の認定の日から5年（更新あり）

仮認定NPO法人…所轄庁の認定の日から3年（更新なし）

7 設立認証申請手続きの概要（詳細については、17 ページをご参照ください。）

（１）申請の流れ

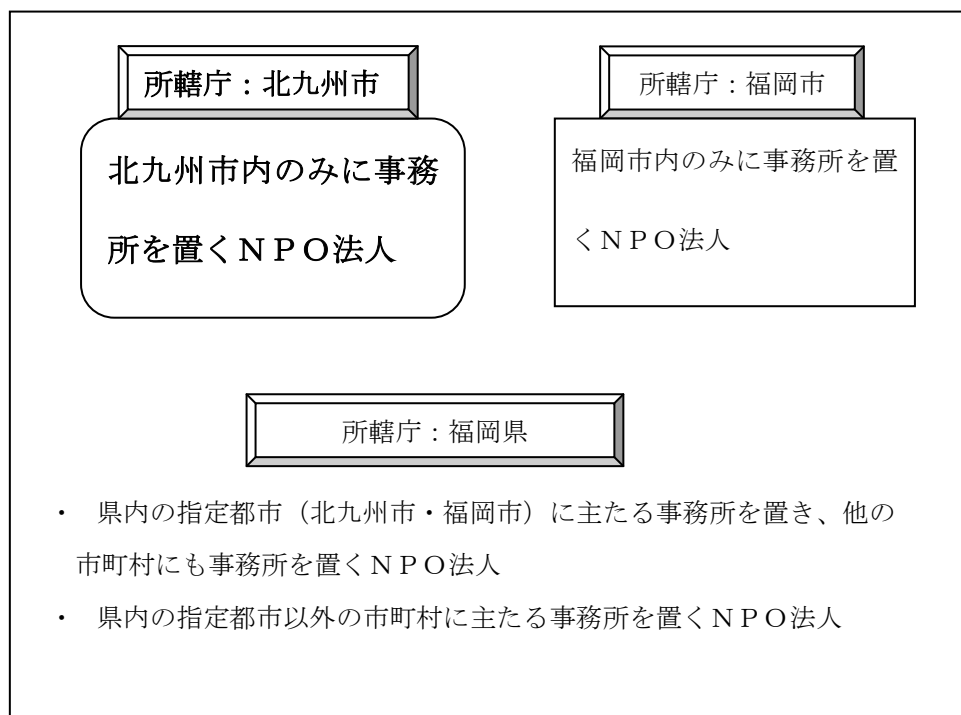


（２）申請の窓口（所轄庁について）

特定非営利活動法人の設立認証申請は、所轄庁に対して行います。所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事です。（複数の都道府県に事務所を設置する場合も、主たる事務所が所在する都道府県の知事です。）

ただし、事務所が一つの指定都市のみに所在する場合は、所在する指定都市の長が所轄庁となります。よって、北九州市内のみに事務所を置く特定非営利活動法人の所轄庁は、北九州市になります。

海外で活動している団体であっても、国内の事務所の所在する場所によって所轄庁が決定することになります。



北九州市が所轄庁になる場合の窓口

北九州市市民活動サポートセンター

〒806-0021 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号（コムシティ 3階）

電話093-645-3101 FAX093-645-3102

福岡市が所轄庁になる場合の窓口

福岡市市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課 認証・認定受付窓口

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号（福岡市役所 7階）

電話092-711-4927 FAX092-733-5768

福岡県が所轄庁になる場合の窓口

福岡県NPO・ボランティアセンター

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎5階

電話092-631-4411 FAX092-631-4413